

韓国発明教育法

Act on the Promotion of and Support for Invention Education of the Republic of Korea

尹 宣 熙*
Sunhee YUN

〔抄録〕

第4次産業革命が到来する中、韓国政府は、中核技術の向上に重点を置く革新的な成長を図るためには、未来社会の変化に対応する必要性があると判断した。そのため、社会構造や雇用市場の変化などにいち早く対応し、革新的な成長を主導するために、全国民の能力の向上を支援する根拠規定を追加することについて検討してきた。

未来の人材に求められる能力として最も重要なのは創造性だという認識が広がり、創造的な問題解決力やアイデア創出能力等を育むことができる「発明教育」の実施に向けた体系的な支援の根拠を整備するとともに、中央省庁と地方自治体の役割も明確にした。

「発明教育法」には、創造的な人材を養成するために発明教育を国レベルで体系的に支援し、幼稚園・小学校・中学・高校の教育課程に発明教育を反映するという内容が盛り込まれており、「発明教育法」施行令は、①発明教育基本計画及び施行計画の策定・実施、②発明教育協議会の設置・運営、③発明教育センターの設置・運営、④発明教育開発院の指定要件等について規定している。

第4次産業革命の時代を迎え、全国民を対象にした発明体験教育や、知的財産の理解や活用に関する教育を実施する法的根拠となる発明教育法の制定は、遅きに失した感はあるものの、これにより発明教育を活性化させる制度的な基盤が確保されたといえる。

1. 序

最近、超連結性・超知能化に代表される第4次産業革命が到来して、機械・コンピュータ・生命工学等の相互作用と様々な技術分野の急激な発展により、社会の各領域で予想できなかった変化が生じている。特に、情報通信技術等の発達により既存の産業と連結され、Uber タクシー、Airbnb のようなサービス産業とドローン配送や自律走行車等の新しいサービス産業が急成長しており、さらにはロボット・人工知能等が人間の既存労働に代

わるものと予想されている。

韓国政府は、第4次産業革命が到来する中、中核技術¹⁾の向上に重点を置く革新的な成長を図るためには、未来社会の変化に対応する必要性があると感じ、社会構造、雇用市場の変化にいち早く対応し革新的な成長を主導するために、すべての国民の核となる能力の向上を支援する法的な検討を行った²⁾。

未来の人材に求められる様々な能力のうち、創造性が最も重要な能力の一つと認識され、創造的

* 漢陽大学法学専門大学院 教授
Professor, Hanyang University, School of Law

な問題解決能力とアイデア創出能力等を育てるものと認識されている発明教育は、韓国で 20 年を超えて実施されてきたが、発明活動の促進レベルに止まっており、発明教育を支援するための具体的な内容が十分でなかった³⁾。

今まで、発明教育は「発明振興法」及び 2017 年 3 月 14 日に制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律（以下、「発明教育法」という）」を根拠に、主に正規教科外の教育形態で実施されてきた。特に、発明教育法第 10 条では、児童・生徒等の発明意欲を促進するための教育機関として発明教育センターが規定されており、こうした発明教育センターは「発明の才能の早期発掘及び育成、発明環境づくり及び発明教育の底辺拡大のためのインフラ提供、そして創造的な思考力と探求力を備えた発明人材の養成」という目的に合わせて設置・運営されている。1995 年にソウルに発明教育センターを最初に設置して以降、2017 年 12 月現在では、166 の地方自治体で 199 の発明教育センターが運営され、全国で約 48 万人を超える児童・生徒らが発明教育を受けている⁴⁾。特に、この発明教育センターにおける児童・生徒の活動は、教育部の指針である「学校生活記録の作成及び管理指針(教育部訓令第 195 号)解説及び記載要領」によりその活動内容を記載するようにされたことによって、児童・生徒らの重要な学習活動の一つとして位置づけられている⁵⁾。

しかし、発明教育センターでなされる発明教育が担当教師の力量によって教育内容や授業方法、評価方法等の偏差が激しく、他の学問分野に比べて理論的基盤が脆弱であるという問題点もあり、体系的な発明教育がなされていないとの主張も相当多く提起されている⁶⁾。

これに対して、韓国政府は発明教育を通じて第 4 次産業革命時代の核となる能力である創造性、

融合及び協業、挑戦精神等を自然に体現することができるように、「発明教育法」を制定した。

2. 制定の背景及び立法経緯

知的財産基盤のシステム構築のためには、知的財産の創出・保護・活用の活動に参加する知的財産人材の養成が不可欠であり、そのためには知的財産活動の領域によって必要な人材を輩出しうる体系的な教育プログラムの設計が重要であると認識し、2007 年 7 月 27 日に「知識財産専門人材育成推進企画団」を構成して研究及び会議と外部の意見を集約し、3 段階推進計画を含む「知識財産人材育成総合計画(案)」⁷⁾を 2008 年 4 月 24 日に国家科学技術委員会で報告し議決した。これを土台として、2008 年から 2009 年までは「知的財産人材モデルの養成及び推進体系」を整備し、2010 年から 2012 年までは知的財産人材を体系的に養成し供給することとした。それ以外にも 2012 年 6 月には、国家知識財産委員会が韓国知識財産研究院に研究課題を与えて「知識財産専門人材の効率的養成方策の研究」を行い、2013 年 10 月には『知識財産教科履修体系及び教育運用ガイドブック』を特許庁が発表し、2014 年 12 月に韓国知識財産学会が特許庁の委託課題を受けて「融合的知識財産人材養成方策のための研究」を行った。

「知識財産基本法」第 2 条第 3 号は、「知識財産が尊重される社会環境をつくり専門人材と関連産業を育成することによって、知識財産の創出・保護及び活用を促進するための基盤を整備する。」と規定している。これに基づいて知的財産の創出、活用能力強化のための教育強化に関する規定と専門人材養成のために、「国家知識財産人材育成総合計画(2012～2017)」を策定・推進した⁸⁾。特に、知的財産基盤の創造的経済の実現が円滑に推進されるためには、知的財産権の創出・保護・活用の

主体である「創造人材」と知的財産の管理とサービスを提供する「専門人材」の養成及び確保が急務であると判断した。

知識財産基本法が制定される前の2007年12月、特許庁が「知識財産専門人材像の研究及び需要調査」を実施し、2009年10月には特許庁の傘下機関である韓国発明振興会が「企業の知識財産実務人材の雇用実態及び需要調査」等を実施した。

知的財産教育は政府と民間機関、そして学校と関連団体が実施している。まず、政府における知的財産教育は、特許庁国際知識財産研修院が特許庁審査官及び審判官の教育をはじめとして民間人材の養成や、発明指導者養成教育、青少年教育、WIPO連携課程とKOICA連携課程、そして弁理士実務修習等を行っている⁹⁾。そして、特許庁の傘下機関である韓国発明振興会ではIP人材養成のためにIP関連訴訟コンクールをはじめとして、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、知識財産教育を先導する大学、発明（英才）教育の学問的基盤拡大及び学術ネットワークの構築等を開催又は支援しており、IP-Campus、知識財産教授教育等を実施している¹⁰⁾。それ以外にも、大韓弁理士会、大韓弁護士協会等でも、自らの会員たちの職務強化のために各種セミナーと教育を実施している。

教育機関におけるIP教育は、初中等教育機関と高等教育機関、そして民間機関に分けて見ることができる。まず、高等教育機関におけるIP教育は大学と大学院に分けられ、大学は知的財産関連学科と他の学科に分けることができる。IP関連学科も大学によって教科に違いがあり、一般学部では教養選択科目として開設されて運用されており、教科も「知的財産の理解」「特許法の理解」「特許と知的財産」「発明と特許」等の講座名で様々に運用されている¹¹⁾。大学院はさらに、一般大学院におけるIP教育と法学専門大学院におけるIP教育、

そしてMIP課程におけるIP教育に分けられる。大学と大学院、そして法学専門大学院は大学ごとに開設科目と教育内容に多くの違いがある。それ以外に、民間機関等で弁理士受験生と企業の実務者のための講義も開設されている。

そして、初中等教育機関におけるIP教育は、2009年改正教育課程で、小学校では2015年から「実科」科目の「生活と技術」領域で「技術と発明の基礎」と「創造的な製品作り」を教え、中学校では2013年から「技術・家庭」科目の「技術と発明」領域で「技術の理解」と「問題解決と発明」を教え、高等学校では2014年には「技術・家庭」科目の「技術革新と設計」領域で「技術革新と発明」と「創造工学設計」を教え、2015年の教育課程からは「技術・家庭」の「工学技術の理解」で「標準化と知識財産権」¹²⁾を教え、2018年からは一般系高等学校進路選択教科で「知識財産一般」¹³⁾を新設した。

政府レベルにおけるIP教育は、第4次産業革命時代に創造性を体系的に発現する発明教育の重要性がよりいっそう大きくなっているとの認識の下に、国家レベルで発明教育を推進できるようにしようとする「発明教育支援法（案）」が2014年第19代国会で発議¹⁴⁾されて議論されたが、国会任期満了によって廃案となった。その後、2016年8月5日に、上記「発明教育支援法（案）」の発明教育の活性化に係る部分をよりいっそう強化した法案である「発明教育支援法（案）」が、キム・ギョファン自由韓国党議員ほか33名により、発議された。「発明教育活性化及び支援に関する法律（以下、「発明教育法」という）」の制定理由は、「発明教育は単純暗記教育を克服し、すべての知識を有機的に融合する創造的な思考能力を育てることにその目的がある。特に、知識融合基盤の第4次産業革命時代には、『特定の知識を知っている知識型』

人材より『知識を融合して新しさを作る創造型』人材が必要である。したがって、創造性を体系的に発現する発明教育の重要性がよりいっそう大きくなっている。

今までの発明教育に関する法的根拠は「発明振興法」に整備されているが、発明活動の促進レベルに止まっており、発明教育を支援するための具体的な内容が不十分なのが実情であった。

それに対して本法律を制定して、幼稚園・小・中・高校教育課程に発明教育を反映するようにし、国と地方自治体が発明教育に関連する支援を大幅に拡大することとした。発明教育を国家レベルで体系的に支援して、大韓民国の青少年が詰め込み式の教育から脱して創造性を育てることで、自身の夢を広げる契機を整えようとするものである。すなわち、世界経済をリードしているグローバル企業が創造的なアイデアを基盤としていることにより、発明教育の重要性に関する世界各国の関心と認識が高まっており、国家政策的な支援の必要性がよりいっそう高まっている状況にあって、特許庁も政府省庁及び地方自治体、公共機関等と協力して小・中・高の児童・生徒らを対象に発明教育を実施しており、企業と大学等を対象に専門人材養成のための産業財産権教育事業も持続的に推進している。

しかし、1995年に初めて設置されて小・中・高等学校で運営されている発明教育センターは、施設及び教材が老朽化しており、発明教育の運用が各級学校長の裁量に左右されて体系性が足りず、発明教育を指導する教員に対する研修・再教育等も安定的になされていない状況であるという¹⁵⁾。本法案は、発明教育活性化を支援する必要性に関するコンセンサスがすでに十分に準備されているだけでなく、知識融合の時代に創造性を基礎とする知的財産専門人材の需給もまた、よりいっそう

切実になりつつある状況にあるという点に疑いの余地はなく、2017年2月23日、国会本会議を通過して2017年9月15日に施行された。

大韓民国政府は、第4次産業革命時代に対応して発明教育の体系的支援と創造的人材養成のための法的基礎を整備し、国家レベルの教育課程の改正・編成による「知識財産一般」科目の活用拡大のために、2017年に特許庁が「正規教育課程新設知識財産一般教科の活用拡大研究」を発注して結果報告書を受けた¹⁶⁾。これを基礎に発明教育を国家レベルで支援し、幼稚園と小・中・高校教育課程に発明教育を反映することによって、発明教育の活性化につながることを期待される。

3. 主な内容

(1) 概説

「発明教育法」は創造的人材養成のために発明教育を国家レベルで体系的に支援し、幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の教育課程に発明教育を反映する等を内容としており、「発明教育法」施行令は、①発明教育基本計画及び実施計画の策定・実施、②発明教育協議会の設置・運営、③発明教育センターの設置・運営、④発明教育開発院の指定要件規定等について規定している。

(2) 目的

第1条(目的) この法律は発明教育の活性化及び支援に必要な事項を定めて、国民の発明知識、探求能力及び創造力を育てることにより、国家と社会の発展に寄与することを目的とする。

発明教育の目的は、単純な暗記型教育でないすべての知識を有機的に融合・複合する創造的な思

考能力を育てることである。これまでは、発明活動を促進するための「発明振興法」があったが、発明教育を支援するための具体的な内容が不十分なのが実情であった。今回施行された「発明教育法」を通じて、幼稚園・小中高の教育課程に発明教育を反映することとし、発明教育を国家レベルで体系的に支援することとし、国民の発明知識、探求能力及び創造力を育てることによって、国家と社会の発展に寄与しようとするものである。

本法第2条第2号では、「発明教育とは、創造的問題の解決能力と思考力を開発し、発明に対する意欲を増進させ発明を生活化するためのすべての形態の教育をいう」と規定している。そして、発明教育の活性化及び支援に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いて、発明教育法で定めるところによる（第3条）と規定している。

(3) 発明教育基本計画及び実施計画の策定・実施

発明教育を効率的に推進するために、特許庁長は教育部等関係中央行政機関と協議して、発明教育基本計画を5年ごとに策定することとし、特許庁長及び教育長は当該基本計画をもとに年度別実施計画を策定するように規定した。これにより、各市・道教育庁は地域の教育条件及び諸環境に従って年度別発明教育を実施することになる。特許庁長及び各地域の教育長は、基本計画の内容と該当地域の教育条件及び諸環境を考慮して年度別発明教育実施計画を策定・実施しなければならない。最初に策定された発明教育基本計画は2017年12月31日までに、実施計画は2018年3月1日までに策定しなければならない。

特許庁長は基本計画を変更する場合、関係中央行政機関の長との協議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場

合はこの限りではない（第4条第4項）。

特許庁長は、基本計画を策定したり変更したりした時は、遅滞なくこれを関係中央行政機関の長と教育長に通知しなければならない（第4条第5項）。その他、基本計画及び実施計画の策定・実施等に必要な事項は大統領令で定める（第4条第6項）。

特許庁長と教育長は、基本計画又は実施計画の策定・実施及び評価のために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治体の長及び教育長等に協力を要請することができる（第5条）。

(4) 情報体系の構築・運用

韓国発明振興会は、発明教育に関する情報と資料等を国民に効率的に伝達し、発明教育の活性化に必要な政策を効率的に策定・実施するために、発明教育に関する情報体系を構築・運用することができる（第6条第1項、施行令第13条第1号）。

特許庁長はこうした発明教育に関する情報に関しては、「公共機関の情報公開に関する法律」により国民に提供するように努めなければならない（第6条第3項）。

(5) 児童・生徒の発明活動の促進

国及び地方自治体が、児童・生徒対象の発明教育を活性化するための事業を行うことができるようにしている。すなわち、国及び地方自治体は幼稚園、初等教育機関、中等教育機関及び高等教育機関（以下、「各級学校」という）の児童・生徒らに発明教育を活性化するために、「①発明教育に特化した学校及び発明教育のための教育機関・研究機関の設置及び運営に対する支援、②発明教育の教育課程と内容の研究・開発及び普及の支援、③発明に優れた才能を有する児童・生徒の発掘及び育成に対する支援、④発明教育に必要な施設及び

装備の拡充・管理に対する支援，⑤発明教育関連サークル活動・展示会・発表会等，発明教育活動及び行事に対する支援，⑥その他，発明教育の促進のために必要な事項」の事業を行うことができる（第7条第1項）。

また，特許庁長は，幼稚園及び小・中・高等学校の教育課程に発明教育が反映されるように教育部長官に要請することができることとしている（第7条第2項）。こうした発明教育活性化事業の遂行は，韓国発明振興会に委託されている（施行令第13条第2号）。

(6) 教育弱者への発明教育支援

国及び地方自治体が，島嶼・僻地の児童・生徒及び児童福祉施設の児童等，教育弱者の発明教育のための支援事業を行うことができることとしている。すなわち，国及び地方自治体は島嶼・僻地（島嶼・僻地教育振興法参照）にある各級学校の児童・生徒，「児童福祉法」第3条第10号による児童福祉施設の児童等，教育弱者の児童・青少年の発明教育のために，「発明教育のための講師派遣，発明教育プログラムの開発及び普及，発明教育関連行事の開催・運用，その他教育弱者の児童・青少年の発明教育を支援するための事業」の支援事業を行うことができる（第8条）。

こうした教育弱者に対する発明教育支援は，韓国発明振興会に委託されている（施行令第13条第3号）。

(7) 教員の研修機会の提供等

国及び地方自治体は，教員¹⁷⁾の発明教育の専門性の強化及び発明教育専門教員の養成のために研修と再教育の機会を提供することができる（第9条第1項），発明教育に関連して教員が遂行する研究及び各種活動を支援することができる（第9条

第2項）。こうした教員に対する研修・再教育及び研究等の支援は，韓国発明振興会に委託されている（施行令第13条第4号）。

(8) 発明教育協議会の設置・運営

特許庁長が策定する基本計画及び実施計画の策定・実施に関連して，発明教育の活性化及び支援に関する事項等を協議するために，特許庁長の所属で発明教育協議会を置くこととした（施行令第4条）。すなわち，発明教育基本計画及び実施計画の策定のために，特許庁長の所属で発明教育協議会を構成・運用することとした（施行令第5条）。このように関係中央行政機関と発明教育協議会がともに基本計画の策定を協議することにより，体系的な発明教育政策を推進する基盤を整備することができると思われる。

(9) 発明教育センター及び発明教育開発院

国及び地方自治体が，児童・生徒等の発明教育のために学校等に発明教育センターを設置・運営し，財政上の支援を行うことができるようにしている（第10条）。そして，発明教育センターの設置・管理及び指導教師の運営に必要な細部事項は，大統領令で定めるように委任している（第10条第3項）。すなわち，発明教育センターの運営支援等，発明教育を効率的に研究開発及び支援するために，発明教育開発院の指定要件を規定している（第11条）。

(9-1) 発明教育センターの設置・運営

特許庁と市・道教育庁等が共同で設置・運営している発明教育センターに対して，発明教育センターの設置・運営，発明指導教師の研修，教育実績資料の作成・管理等の関連規定を再整備した¹⁸⁾。これにより，第一線の学校で発明教育が体系的に

運用・管理される見通しである。

国及び地方自治体は、児童・生徒等の発明教育を遂行するために、初等教育機関、中等教育機関等に発明教育センターを設置・運営することができる（第10条第1項）、発明教育センターの設置及び運営に要する予算を支援することができる（第10条第2項）。その他、発明教育センターの設置・管理、指導教師の運営に必要な事項は大統領令で定める（第10条第3項）。

こうした発明教育センターの運営支援は、韓国発明振興会に委託されている（施行令第13条第5号）。こうした発明教育センター制度は、元来発明振興法に規定されていたが、該当規定が発明教育法に移管された。既に設置されている発明教育センターは、この法律によって設置されたものとみなす（付則（第14590号）第2条）。

(9-2) 発明教育開発院の指定・運営等

発明教育センターの効率的な運営・支援のために、発明教育開発院の指定要件を規定した。発明教育開発院は、発明教育課程、政策等の体系的な研究や関連教員の専門性を高める等の業務を行うことになる。特許庁、教育部、市・道教育庁等の関係機関がともに発明教育の活性化のために努力することができるように、協力体系の制度的根拠が整備された。

特許庁長は発明教育センターの運営支援等、発明教育を効率的に研究・開発及び支援するために、大統領令で定めるところにより、専門人材、施設・装備等の遂行能力を備えた専門機関を発明教育開発院に指定することができる（第11条第1項）、①発明教育の教育課程・内容と教育プログラムの研究・開発及び普及、②発明教育に関する理論・政策に関する研究及び調査・分析、③発明教育担当教員等の専門人材の養成及び研修、④その他、発

明教育の研究・開発及び支援に必要な業務を遂行する（第11条第2項）。

特許庁長は、発明教育開発院が虚偽又はその他不正な方法によって指定を受けたり、指定目的を達成できないと認められる場合は、大統領令の定めに従い発明教育開発院の指定を取り消すことができる（第11条第3項前文）。

(10) 産業財産権の専門人材養成の支援

政府が各級学校の教育課程に産業財産権に関する内容を反映するよう支援し、産業財産権に関連する学科及び講座の設置を支援することができるようにするとともに、大学等を設立・経営する者に産業財産権に関連する学科の設置、講座の開設、研究所の設置・運営等を推奨することができることとしている。すなわち、国及び地方自治体は、学校教育課程に産業財産権に関する内容が反映されるように支援し、産業財産権に関連する学科の設置及び運営を支援することができる（第12条第1項）、産業財産権研究所を大学等に設置するように推奨することができる（第12条第2項）。

今回の発明教育法の施行により、国家全般の発明教育の地位と方向性が明確になり、発明教育センター等の運営に関する予算配分等、政府の必要な支援を推進していくための法的根拠が整備されたといえることができる。こうした産業財産権の専門人材養成の支援は、韓国発明振興会に委託されている（施行令第13条第6号）。

(11) 中小企業の産業財産権教育の支援

国及び地方自治体が、中小企業の産業財産権の創出及び保護のために、産業財産権教育課程の開発・運用及び教育教材の開発・普及等の事業を推進することができるようにしている。

すなわち、中小企業の産業財産権の創出及び保

護のために、①中小企業のための産業財産権教育課程の開発・運用、②中小企業のための産業財産権教育教材の開発・普及、③企業別個別産業財産権教育のためのコンサルティング及び講師の派遣、④その他、中小企業の産業財産権教育を支援するための事業を推進することができる(第13条第1項)。こうした中小企業の産業財産権教育の支援は、韓国発明振興会に委託されている(施行令第13条第7号)。

(12) 国際交流及び協力

国及び地方自治体は、発明教育の改善と効果を高めるために、外国政府、国際機関又は外国教育機関等と協力して、①発明教育に関する情報の交流、②発明教育に関する共同研究及び調査、③発明教育のための教育課程及び教材の共同開発、④その他、発明教育に関する国際交流・協力を促進するために必要と認める事項の事業を行うことができる(第14条)。こうした国際交流及び協力は、韓国発明振興会に委託されている(施行令第13条第8号)。

(13) その他

発明教育法第15条には、特許庁長の権限の委任・委託に関する規定を置いている。すなわち、特許庁長は、大統領令で定めるところにより発明教育法による権限の一部を地方自治体の長に委任することができ、また特許庁長は発明教育法による業務の一部を、大統領令で定めるところにより「発明振興法」第52条による韓国発明振興会に委託することができることとしている。

4. 結語

発明教育活性化を支援する必要性に関するコンセンサスはすでに十分に整っているだけでなく、

知識融合の時代に創造性を基礎とする知的財産専門人材の需給もまた、よりいっそう切実になっている状況にあるという点には疑いの余地がない。

第4次産業革命時代に全国民を対象にした発明体験教育や、知的財産の理解や活用に関する教育を実施する法的根拠となる発明教育法が制定されて、発明教育の活性化のための制度的基盤が確保された。しかし、企業の知識財産関連インフラ(組織、担当人材)は大企業では引き続き拡大しているが、中小企業は内部専門人材の確保及び育成が不十分なため、持続的な教育と広報が必要である。

小・中・高の正規教科に発明内容が反映されることによって、大学における発明・知的財産権法の講座の教育内容において高等学校の「知識財産一般」との差別化が必要であり、講座を担当する主管教授に知的財産一般教育やIP-R&D教育等の研修は必要であるが、知的財産権法の講義を担当する教授を発明教育法に基づいて研修させて講義を担当させるのは適切でないと思われる。

知的財産教育も、弁理士やIP専門弁護士等のようなIP専門職と、創造を専門とする技術分野を専門とする技術等の専門職、そして一般常識レベルの教養IP教育に分類して知的財産教育を行わなければならない。

その他、発明教育法の主務省庁が特許庁になっており、知的財産教育も産業財産権にのみあまりに集中しないように注意しなければならない。

<参考文献>

- ・尹宣熙著 (JETRO ソウルセンター訳)「韓国の大学における知的財産の創造、保護及び活用」(2005年3月10日)
- ・発明振興会「海外大学(院)知識財産教育事例調査」(2017)
- ・韓国知識財産学会「融合教育を通じたIP人材養

成方策の研究」(韓国知識財産研究院, 2015)

(2015年12月)

・特許庁「教科教育を通じた発明教育活性化方策」

注)

- 1) 2017年11月, 科学技術情報通信部主催『第4次産業革命と未来教育政策討論会』で, 国内外の学者は第4次産業革命時代の人材の核となる能力として, 創造性, 挑戦精神, 融合能力, 協業能力等を共通して提示した。
- 2) 特許庁「創造・融合型人材成長支援のための発明教育拡大方策」(2017年12月)
- 3) 発明教育法制定理由を引用したものである。
- 4) ソン・ヨンウン, キム・ミンギ, チョン・ジヒョン『発明教育プログラム運用改善策の研究: 現場適用事例の分析を中心に』『学習者中心教科教育研究』Journal of Learner-Centered Curriculum and Instruction, 第18巻第15号(2018)2頁
- 5) ソンほか・前掲注(2)2頁
- 6) パク・クァンニョル・チュ・ホソン「発明英才教育機関の教授——学習実態の分析」韓国職業教育学会第30巻第4号(2011)281-300頁; イ・サンボン, パク・セグン「ソウル地域発明教室の教育課程分析及び運用実態」大韓工業教育学会第33巻第1号(2008)114-133頁; パク・チョンシク『地域発明教室の効率的な運用のための教授・学習プログラム開発に関する研究』安東大学教育大学院修士学位論文(1998); パク・ウンギョン『発明英才と数学英才, 科学英才及び一般児童・生徒の創造的個性の比較』建国大学大学院修士学位論文(2010)
- 7) 特許庁「国家知識財産人材養成総合計画」(2008年4月)
- 8) 国家知識財産人材養成計画
(第1次計画) 2012年までに知財環境整備及び関連実務人材の量的・質的向上の推進, ①知識財産に強い研究人材の養成, ②企業等の知識財産実務人材の養成, ③知識財産サービス分野の人的資源の能力強化, ④知識財産教育人材の養成
(第2次計画) 経済のパラダイム変化に応じた体系的な知識財産の人材養成及び能力強化, ①ビジネスに強い知識財産管理人材の養成, ②グローバル知識財産サービス専門人材の養成, ③創造的・融合型知識財産創出人材の養成, ④知識財産人材の底辺拡大, ⑤知識財産人材養成基盤の構築
- 9) 特許庁国際知識財産研修院ウェブページ(教育案内)
http://iipiti.kipo.go.kr/iipiti_02_eudinfo/eudinfo_01.do
(2019年2月7日閲覧)
- 10) 韓国発明振興会ウェブページ (<https://www.kipa.org/kip>)

a/ip002/kw_hrtraining_0201.jsp) (2018年11月25日閲覧)

- 11) 尹宣熙著(JETRO ソウルセンター訳)「韓国における知的財産の創造, 保護及び活用」(2005年3月10日)
- 12) パク・キョンソン「韓国の高等学校教育課程における『知識財産一般』教科の導入状況及び課題」韓国知識財産学会2017年韓中日国際知識財産セミナー資料(2017年10月20日)
- 13) 主な内容は1. 知識財産の理解, 2. 知識財産の創出, 3. 知識財産の保護と活用, で構成されている。
- 14) キム・サンフン議員代表により「発明教育支援法案」が2014年11月21日に発議され, 産業通商資源委員会で議論されたが, 任期満了で廃案となった。これに対して制定案は, 過去の法案の内容のうち一部について当時の検討報告書の意見を反映して修正発議したものである。
- 15) イ・ヨンジュン, 国会産業通商資源委員会専門委員の「キム・ギョファン議員代表発議『発明教育活性化支援法案検討報告書』」(2016年11月)4-5頁
- 16) 特許庁編「正規教育課程新設知識財産一般教科の活用拡大研究(2017年) = Research service about a way to use and diffusion for 'intellectual property general' and organized into the regular school curriculum in 2017: 国家レベルの教育課程改正・編成による知識財産一般科目の活用拡大研究: 結果報告」
- 17) ここでは幼稚園及び初等教育機関, 中等教育機関の教員をいう(第2条第3号)。
- 18) 特許庁「『発明教育活性化及び支援に関する法律』施行による発明教育の体系的支援と創造的人材養成のための制度的基盤づくり」2017年9月15日報道資料2頁

(訳注)

本稿における「知識財産」と「知的財産」の用語の使用に関し, 韓国では従来「知的財産」が用いられてきたが, 最近では「知識財産」が用いられるようになっている。現在, 特許庁を始めとする知財関連省庁は「知識財産」を使用しているが, 法務省などは用語の使用の修正をしておらず, 従来どおり「知的財産」を用いている。こうした現状を踏まえ, 本稿では固有名詞等はそのまま使用しており, 翻訳においても原文に忠実に訳出している。